

四日市市告示第68号

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和2年3月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第215号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費は、特例子会社の設立又は支店等の開設の準備に必要な経費であって、別表に掲げる経費とする。</p> <p>2 国等の補助金等を受給する場合は、前項に規定する補助対象経費からその額を差し引いた額を補助対象経費とする。</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第5条 補助対象期間は、第7条に定める計画書の提出の日から1年間又は特例子会社の認定日若しくは支店等の開設日(以下「認定日等」という。)までのいずれか短い期間とする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(計画書の提出等)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法第44条第1項の認定の申請をする予定である特例子会社の設立又は支店等の開設前までに、四日市市特例子会社設立計画書(第1号様式)を市長に提出し、次項に規定する計画承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに計画を承認し、四日市市特例子会社設立計画承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費は、特例子会社の設立の準備に必要な経費であって、別表に掲げる経費とする。</p> <p>2 国等の補助金等を受給する場合は、前項に規定する補助対象経費からその額を差し引いた額を補助対象経費とする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(計画書の提出等)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法第44条第1項の認定を受けて特例子会社を設立又は支店等を開設しようとする概ね6か月前までに、四日市市特例子会社設立計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定に基づく計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、四日市市特例子会社設立計画承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(交付の申請等)

第8条 申請者は、認定日等の属する年度の末日までに、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) から (8) まで (略)

(申請の撤回)

第9条 申請者は、第8条に基づく交付の申請後に、申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、第8条の規定に基づく申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の交付決定及び額の確定をし、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(交付の申請等)

第7条 申請者は、特例子会社の認定日又は特例子会社の支店等の開設日(以下「認定日等」という。)が属する年度内において、認定日等から起算して30日を経過した日又は認定日等の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) から (8) まで (略)

(算定期間)

第8条 補助金の算定期間は、第6条に定める計画書の提出の日から最長1年間とし、認定日等までの期間とする。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、第7条に基づく交付の申請後に、申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、第7条の規定に基づく申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の交付決定及び額の確定をし、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

四日市市長

郵便番号
所在地
名称
代表者名

四日市市特例子会社設立計画書

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱7条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1. 事業の概要 別紙 四日市市特例子会社設立計画 内訳書のとおり。

2. 連絡先

所 属		担当者 氏 名	
電 話		F A X	
メールアドレス	@		

別紙（第7条関係）

年 月 日

四日市市特例子会社設立計画内訳書

設立予定の特例子会社	
1 会社名	
2 所在地	
3 資本金	
4 設立（予定）年月日	
5 目的	
6 主な事業内容	
7 役員・人事体制	

<p>8 組織概要</p>		
<p>9 施設概要</p>		
<p>10 従業員数 うち障害者数 (種類・程度)</p>	<p>全従業員 名 うち障害者 名 身体障害者 名 (うち重度身体障害者 名) 知的障害者 名 (うち重度知的障害者 名) 精神障害者 名 その他 名</p>	<p>新規雇用者 名 うち障害者 名 身体障害者 名 (うち重度身体障害者 名) 知的障害者 名 (うち重度知的障害者 名) 精神障害者 名 その他 名</p>
<p>11 国等の助成金の 活用状況 (予定)</p>		
<p>12 その他特記事項</p>		

15 補助金対象経費内訳（見込み）

（単位：円）

経費区分	内容	数量 (単位)	単価	補助事業に 要した経費	補助対象経費
	合計				①

（国等から受給予定である補助金等）

制度名	金額
合計	②

補助金交付申請予定額 ①－② × 1/2 (上限150万円)	
--------------------------------------	--

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市特例子会社設立計画承認書

年 月 日付けで申請のあった四日市市特例子会社設立計画について、下記のとおり承認することと決定したので、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 承認内容

年 月 日付け四日市市特例子会社設立計画書の記載のとおりとする。

2 承認条件

- (1) 四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

郵便番号
所在地
名称
代表者名

四日市市特例子会社設立計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で承認を受けた四日市市特例子会社設立計画を次のとおり変更（中止）したいので、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 その他

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市特例子会社設立計画変更承認書

年 月 日付けで変更申請のあった四日市市特例子会社設立計画については、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり変更して承認することに決定したので通知します。

記

1 変更承認内容

年 月 日付け四日市市特例子会社設立計画変更承認申請書の記載のとおりとする。

2 承認条件

- (1) 四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

郵便番号
所在地
名称
代表者名

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付申請書兼実績報告書

四日市市特例子会社設立事業費補助金の交付を受けたいので、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付の申請及び事業の実績を報告します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業実績報告書（別紙）
 - (2) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
 - (3) 特例子会社の定款の写し
 - (4) 特例子会社の法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し
 - (5) 親事業主及び特例子会社について、法第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し
 - (6) 設立した特例子会社に勤務する労働者名簿の写し
 - (7) 事業所の概要がわかる書類（パンフレット等）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 その他

事業実績報告書

1 特例子会社の概要

名 称			
所 在 地			
事業の種類			
設立又は開設年 月 日	年 月 日	操業又は開始 年 月 日	年 月 日
法第44条第1項に定める厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日

2 特例子会社の雇用者数

従業員数 うち障害者数 (種類・程度)	全従業員 名	新規雇用者
	うち障害者	うち障害者
	身体障害者 名	身体障害者 名
	(うち重度身体障害者 名)	(うち重度身体障害者 名)
	知的障害者 名	知的障害者 名
	(うち重度知的障害者 名)	(うち重度知的障害者 名)
精神障害者 名	精神障害者 名	
その他 名	その他 名	

3 事業実績

実施年月日	特例子会社設立に係る具体的な実施内容

4 補助対象経費内訳書

(単位：円)

経費区分	内容	数量 (単位)	単価	補助事業に 要した経費	補助対象経費
	合計				①

(国等から受給した補助金等)

制度名	金額
合計	②

補助金請求予定額 (①-②) × 1/2 (上限150万円)	
--------------------------------------	--

第7号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

郵便番号
所在地
名称
代表者名

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定及び額の確定を受けた四日市市特
例子会社設立事業費補助金について、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第11
条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

振 込 先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)
	1 普通 2 当座		

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)